

# 入札公告

建設工事の伊豆の国市工事希望型指名競争入札を下記のとおり行う。  
なお、この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

伊豆の国市長 小野登志子

## 記

- 1-1 公告日 令和元年7月29日  
1-2 入札執行者 伊豆の国市長 小野登志子  
1-3 工事内容等

入札番号	第 130 号
工事名	令和元年度狭隘道路整備事業 大 1096 号線拡幅改良工事
工事場所	伊豆の国市 三福 地内
工事概要等	L型擁壁工(8) L=7.0m ブロック積工 A=98.36 m <sup>2</sup> 側溝工(1) L=16.0m ほか
工期	契約締結の翌日から令和2年2月17日限り
担当課	建設課

### 1-4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

伊豆の国市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①伊豆の国市建設工事競争入札参加資格の認定業種	建設工事に係る認定を受け、かつB・C等級に格付けされた者であること。
②許可の種類	土木工事業に係る特定又は一般建設業の許可
③右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。	・入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること ・請負金額が3,500万円以上の場合、専任で配置できる者 ・下請契約の合計が4,000万円以上の場合、監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者
④その他の条件	入札公告「共通事項」7-1記載のとおり

### 2-1 入札参加申込書の提出

工事希望型指名競争入札参加申込書(以下「参加申込書」)の提出	入札参加希望者は、公告日から令和元年8月6日(土曜日及び日曜日を除く。)までの午前9時から午後5時まで(受付最終日は午後4時まで)の間に参加申込書を財務課契約室に電子入札システムにより提出(郵送及びFAXは不可とする。)
--------------------------------	--

### 2-2 指名通知書の発行

指名通知書の発行	参加申込書の審査後、入札参加資格を有していると認められる参加者に対して、令和元年8月7日までに電子入札システムによる指名通知を発送する。
参加資格がないと認められた者への非指名通知	公告日から令和元年8月7日までに文書にて通知する。
上記の質問期限	令和元年8月7日まで

### 3 設計図書の縦覧

設計書及び図面 (以下「設計図書等」という。)の縦覧	公告日から令和元年8月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)設計図書一式を電子入札システム入札情報サービス(PPI)に掲示するので、適宜ダウンロード等されたい。 ※設計書縦覧には、パスワードが必要なので、財務課契約室に問い合わせること。 電話055-948-1414
設計図書等に対する質疑受付期間	公告日から令和元年8月13日までの期間内の午前8時30分から午後5時まで。
質疑の方法	FAXによる。 送付先 市長戦略部財務課契約室 FAX番号055-948-1426
上記の質疑回答期間	公告日から令和元年8月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
質疑の回答方法	FAXによる。

### 4 入札書の提出

入札書の提出期間	<電子入札システムによる> 令和元年8月16日から令和元年8月19日(土曜日及び日曜日を除く。)までの期間内の午前9時から午後9時まで。ただし、最終日は午後4時までとする。
入札価格(工事費)内訳書	要

### 5 開札について

開札日時	令和元年8月20日10時14分
------	-----------------

### 6 その他

最低制限価格の設定	有
入札保証金	不要
契約保証金	必要
前払金(中間前払金含む)	有
部分払	有

## 入札公告「共通事項」

### 7-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

伊豆の国市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
伊豆の国市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告に記載）
建設業法（昭和 24 年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告に記載）
入札参加申込書提出期限の日から落札決定までの期間に、伊豆の国市指名停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）に基づく指名停止の期間中でないこと。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な交際、関わり等があると認められないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 7-2 入札執行の場所等

入札の場所	伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 3階第1会議室
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得た場合は入札書を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合>電子入札システムにより入札書、工事費内訳書（入札書と同時に提出が必要な場合のみ）を提出すること。 <持参による場合>事前に発注機関の承認を得て、入札時に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書（入札書と同時に提出が必要な場合のみ）
その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、指名通知書の写し及び工事費内訳書（入札書と同時に提出が必要な場合のみ）を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。 ⑤ 再度の入札（2回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格との差額が予定価格の5%以下であるときは、不落随契に移行する。その際、再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であった最低価格提示者から見積書を徴する。 ⑥ 入札辞退等により入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。 ⑦ 入札に際し、伊豆の国市建設工事競争入札心得を熟読し、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。